



KAWASAKI CITY

川崎市

快適で安心して 暮らせるまちをめざして

～川崎市の地域環境対策の取組～



今から数十年前の川崎は、京浜工業地帯の中核として発展し、集積した工場の煙や家庭から流された生活排水などの公害により、環境は良いものではありませんでした。今日では、まだ解決しなければならない問題はあつものの、これまでの取組により、青い空、青い海を取り戻し、市民の生活環境は向上しています。

かつての激しい公害から、どのように市民の生活環境が守られるようになったのでしょうか？

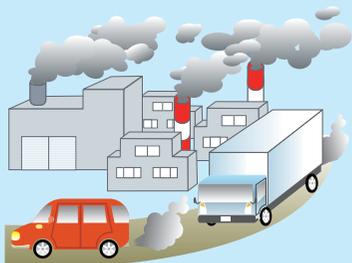
公害ってどんなもの？

公害は、国の法律で7つの種類に分かれています。

● 大気汚染 ●

空気を汚すことをいいます。以前は工場などで燃料を燃やした時に出る硫黄酸化物やばいじんが、ぜんそくなどの問題を引き起こしました。

今では、微小粒子状物質 (PM2.5)、光化学オキシダントや自動車などから排出される窒素酸化物が問題です。



● 振 動 ●

機械などの振動が、空気や地面を通して伝わることで不快感を覚え、生活に支障が出るような揺れのことをいいます。

工場や建設作業などだけでなく、自動車や電車が原因となることがあります。



● 水質汚濁 ●

川や海の水を汚すことをいいます。工場や家庭からの排水が原因です。有害物質による健康被害や漁業への影響などが問題となりました。

今では、東京湾の一部を除き、川も海もずいぶんきれいになりました。



● 地盤沈下 ●

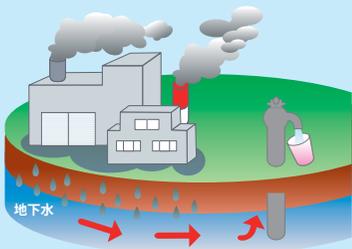
地下水を汲み上げることで、地面の高さが下がることをいいます。工業用水として大量にくみ上げたことによる地盤沈下が問題になったことがありますが、今では沈下は抑えられています。

一度沈下してしまうと、ほとんど元に戻りません。



● 土壌汚染 ●

工場で使っている薬品などが漏れて土を汚すことをいいます。地下水を汚すこともあり、多くの場合、工場が移転した後に問題になります。



● 悪 臭 ●

においにより不快感を覚え、生活に支障が出るようなにおいのことをいいます。

においの感じ方は人によって違うので、食べ物のおいも原因になることもあります。



● 騒 音 ●

音がうるさいことで不快感を覚え、生活に支障が出るような音のことをいいます。

普段の生活から出る音でも、音の感じ方は人によって違うので、配慮が必要な場合があります。



● チョットむずかしい話

○「公害」の種類は、法律では次のように定義されています。

環境基本法(抜粋)

(定義)

第2条(略)

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる**大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下**及び**悪臭**によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

地域環境を守るための取組

色々な取組を
しているんだね！



ロップ君
しずく 滴から生まれた水の妖精

地域環境を守るため、国や川崎市では、市民・事業者と協力し、生活環境の向上を目指しています。

● 法律、条例により、公害の発生を抑えています (法条例による規制)

○届出・許可制度

公害が発生する可能性のある施設を設置する際は、市に届出をする必要があります。

市では、届出を確認し、その施設が法条例を守るか、事前に審査します。



○排出基準の設定

煙突や排水口での濃度などの基準(排出基準)をつくり、公害の原因となるものを環境に排出する量を減らします。

○立入検査、指導

市では、工場に立ち入り、排出基準を守っているか、検査を行います。守られていない場合は、基準を守るよう指導します。

● 市民、事業者と協力して、公害のない社会を目指しています(市民との協働)

○環境・リスクコミュニケーション

化学物質などの地域の環境に関する情報を、市民・事業者・行政が共有し、お互いに理解していくことを、環境・リスクコミュニケーションといいます。

環境・リスクコミュニケーションを通して地域のよりよい環境づくりを目指しています。



○自動車排出ガスへの取組

自動車排出ガスによる大気汚染を防ぐため、窒素酸化物などの排出量が少ない低公害な車への買換えを進めたり、環境にやさしい運転方法であるエコドライブの普及に向けた講習会を開くなど、市民・事業者と協力して取り組んでいます。



● 環境の状況を調査しています (環境などのモニタリング)

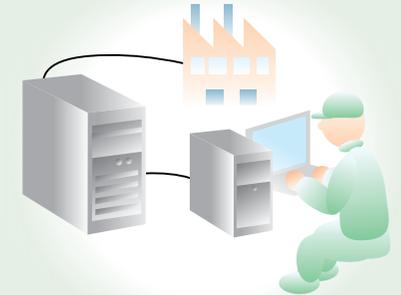
○常時監視

(大気汚染、水質汚濁、地盤沈下)

市内の大気の状態について、24時間測定する装置を各区に設置するとともに、水質、地盤沈下も定期的に調査するなど、環境の状況を常に監視しています。また、放射性物質についても、東日本大震災による影響を調査しています。

大きな工場などでは、24時間測定できる装置により、排出基準を守っているか調査しています。

市は、この情報をオンラインでリアルタイムに入手し、工場の排出状況を監視しています。



○問題が発生した時の調査

(騒音、振動、悪臭など)

騒音、振動、悪臭などの問題が生じた際には、その状況を調査します。

また、持ち運びの出来る測定機器も準備しており、迅速な対応に努めています。



○問題になる前の調査

(未規制化学物質)

排出基準の定められていない化学物質でも、将来、問題になる可能性がないか、空気や川などの環境中の濃度の調査を実施し、環境実態の把握に努めています。

● チョットむずかしい話

【公害問題を未然に防ぐ取組】

公害が発生してから対応するのではなく、環境汚染を未然に防止することが重要です。

こうした観点から、市では、汚染の原因となる物質ごとの有害性の強さと環境中に存在する量の両方を考慮して、人や動植物に影響を及ぼす可能性(環境リスク)の程度を調べています。その程度に応じて、環境リスクを低減するための取組を実施しています。

また、事業者に対しては、環境リスクを低減するための適正管理を促進しています。

地域環境対策の歴史

江戸から明治

- ・富国強兵
- ・日清戦争 (明治 27 年～28 年)
- ・日露戦争 (明治 37 年～38 年)

大正

- ・第一次世界大戦 (大正 3 年～7 年)

昭和元年から 20 年頃まで

- ・世界恐慌 (昭和 5 年～6 年)
- ・第二次世界大戦 (昭和 14 年から)
- ・終戦 (昭和 20 年)

昭和 20 年から 40 年頃まで

- ・朝鮮戦争 (朝鮮特需) (昭和 25 年)
- ・神武景気 (昭和 29 年～32 年)
- ・岩戸景気 (昭和 33 年～36 年)
- ・東京オリンピック (昭和 39 年)

昭和 40 年から 50 年頃まで

- ・いざなぎ景気 (昭和 40 年～45 年)
- ・万国博覧会 (昭和 45 年)
- ・第一次オイルショック (昭和 48 年)

江戸時代には東海道の川崎宿として、また、明治中期には川崎大師を訪れる人達で賑わいました。

明治後期から様々な工場が、川崎に移転してきました。

特定の工場からの粉じんによる農作物への被害や汚水による養殖海苔などの漁業に被害が発生しました。

しかし、被害の発生も個別の地域に限られたもので、その解決策は損害賠償が主なものでした。

大正 13(1924)年に、川崎市となりました。

臨海部の埋立てにより工場が増加し京浜工業地帯が形成され、その中核として繁栄したことから、工場から排出される二酸化硫黄、ばいじんなどによる大気汚染や、汚水による多摩川河口や沿岸海域の水質汚濁など、周辺住民や漁業への影響が出ました。

しかし、公害防止技術も未熟であり、行政も被害住民救済のために積極的な対策を進めませんでした。

川崎の工場は、第 2 次世界大戦により壊滅的な状態となりました。

朝鮮戦争をきっかけとして、戦前からの鉄鋼、機械工業の復興に加え、発電所や石油コンビナートなどの工場の産業活動が活発になり、これらの工場から排出されるばい煙や汚水は、広範囲に被害を与えるようになりました。

昭和 25(1950)年頃から大気汚染に関する苦情件数が増加し、高度経済成長期に入った昭和 30 年代には、最も大気汚染が激しくなり、公害苦情件数も飛躍的に増加し、国や自治体も積極的に対応しなければならなくなりました。

産業公害が激しくなる中で、臨海部の主婦が中心となり、公害防止条例の制定を議会へ直接請求しました。議会は、これを否決しましたが、昭和 35(1960)年に、市提案による川崎市公害防止条例(旧公害防止条例)を成立させました。

昭和 42(1967)年には、国は公害対策基本法を整備し、環境基準を作りました。(硫酸酸化物に係る環境基準(昭和 44(1969)年)、水質汚濁に係る環境基準(昭和 46(1971)年)など) この頃から公害問題は全国的な広がりを見せるようになりました。また、昭和 45(1970)年には、市内で初めて光化学スモッグが発生しました。

市は、市民生活を最優先として、公害の防止、公害健康被害者の救済などの取組を実施しました。

こうした取組の始めとして、昭和 47(1972)年に、川崎方式と呼ばれる市独自の制度を盛り込んだ新たな川崎市公害防止条例を作り、国や他自治体におけるさきがけとなりました。

昭和 54(1979)年には、その取組の成果として、市全域で二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成しました。

昭和 47(1972)年に、川崎市は政令指定都市となりました。



昭和42年頃の臨海部

昭和50年から昭和60年頃まで

- ・第二次オイルショック (昭和 54 年)

昭和60年から平成10年頃まで

- ・バブル景気 (昭和 61 年～平成 3 年)

平成10年から平成25年頃まで

- ・いざなぎ景気 (平成 14 年～21 年)
- ・世界金融危機 (リーマンショック) (平成 20 年)
- ・東日本大震災 (平成 23 年)

この頃には、産業公害はかなり改善されてきましたが、生活騒音、生活排水、自動車排出ガスなど都市・生活型公害や、化学物質による地下水汚染が問題になりました。

また、昭和 57(1982)年に、公害の差止めと損害補償を求めた公害裁判がおきました。(平成 11(1999)年に和解) 市はこうした環境問題に対応するため、協議会や要綱などを作り、改善に努めました。



昭和50年頃の多摩川

東京都環境局

この頃から、ダイオキシンや環境ホルモンなどの化学物質による環境汚染が目ざされるとともに、オゾン層破壊や地球温暖化など環境問題も地球規模の広がりをもったものとなりました。

また、市民生活が向上するとともに、環境に対する要求は、ゆとりやうるおいのあるより快適な環境へ変化していきました。

平成 11(1999)年に、自動車排ガスなどの都市・生活型公害への取組の強化と土壌・地下水汚染、化学物質による健康影響の未然防止、地球温暖化対策などの新たな問題に対応するため、公害防止条例を廃止し、それまでの協議会や要綱による取組を盛り込んだ川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例を制定しました。また、平成 15(2003)年には、首都圏の条例によるディーゼル車運行規制を始めました。

これらの取組により、浮遊粒子状物質、二酸化窒素が環境基準を達成したり、多摩川にアユが遡上するなど、環境は改善してきています。



現在の臨海部



現在の多摩川

国土交通省
京浜河川事務所

○市民の生活環境は改善していますが、未だに解決していない問題もあります

微粒子状物質(PM_{2.5})

平成 21 年に環境基準が設定された大気汚染物質です。発生源が様々で、大気中で化学反応して発生したり海外から移流してくる場合もあります。

東京湾の水質改善

川や海はだいぶきれいになりましたが、東京湾の一部では、窒素やリン(富栄養化の原因)などの汚染が残っています。

二酸化窒素(NO₂)

平成 25 年度に、初めて市内全域で環境基準を達成しましたが、今後も環境濃度の更なる低減を目指した取組の継続が必要です。

石綿(アスベスト)

現在では、製造・輸入・使用等は禁止されています。しかし、古い建物には石綿を使用した建築材料が残っている場合があり、解体時には飛散しないように適切な対応が必要です。

光化学オキシダント

光化学スモッグの指標になる物質で、太陽光を受けて二次的に発生します。様々な対策を実施していますが、光化学スモッグ注意報は依然として発令されています。

騒音・振動

近年では、工場や建設作業に伴う騒音だけでなく、エアコンの室外機の騒音など、人の生活による騒音が問題になることもあります。



ロップ君
しずく
滴から生まれた水の妖精

川崎は、京浜工業地帯の中核として、日本経済の発展に貢献してきたんだね。

おかげで人々の生活は便利で豊かなものになったけれど、その代わりに公害が起きてしまったんだ。

でも、今では、市民や事業者と市が協力して、ずいぶん環境は良くなってきているんだね。



詳しくは、
環境局事業概要—公害編—を
ご覧ください

環境局事業概要(公害編) URL
[http://www.city.kawasaki.jp/
kurashi/category/29-1-18-0-
0-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-18-0-0-0-0-0-0-0-0.html)

川崎市環境局環境対策部企画指導課

電話 044-200-2398



平成27年3月発行